

「西山文化魅力発信プロジェクト」
京都西山さんぽ（仮称）
企画運營業務受託候補者選定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、西京区役所洛西支所が実施する「西山文化魅力発信プロジェクト」京都西山さんぽ（仮称）企画運營業務（以下「本業務」という。）の目的及び内容に最も適した受託候補者の選定に関し、必要な事項を定める。

（適用範囲）

第2条 この要綱は、本業務が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する場合のうち、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2（4）に定める「契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル）によって契約の相手方を選定する必要があるもの」の場合に適用する。

（受託候補者選定委員会の設置）

第3条 受託候補者の選定は、本業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 西京区役所洛西支所地域力推進室長
- (2) 西京区役所洛西支所地域力推進室総務・防災課長
- (3) 西京区役所地域力推進室まちづくり推進課長
- (4) 西京区役所洛西支所地域力推進室まちづくり推進課長
- (5) 西京区役所洛西支所地域力推進室企画係長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前項第1号の者とし、副委員長は前項第2号の者とする。

4 委員長は委員会を代表し、会務を掌理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は委員長が必要と認めるときに開催するものとする。

2 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

3 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立する。

4 委員が出席することができないときは、委員長の承認により、代理者をもって充てることができる。ただし、代理者の数は、委員の2分の1以内とする。

5 委員会の議決は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

（プロポーザルの募集）

第5条 受託候補者の選定に当たっては、原則として、公募型プロポーザル方式により参加者を募り、実施する。

2 委員会は、プロポーザルの募集に先立ち、契約の内容に応じその都度、次の各号

に掲げる事項について定め、これを公開する。

- (1) 本業務受託候補者募集要項（以下「募集要項」という。）
- (2) 本業務受託候補者評価要領（以下「評価要領」という。）
- (3) その他委員会が必要と認める事項

3 募集要項には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 当該プロポーザルのスケジュール
- (2) 本業務の契約上限額
- (3) 当該プロポーザルの応募資格
- (4) 当該プロポーザルに関する問合せ先及び問合せ方法
- (5) その他当該プロポーザルの公募に必要な事項

4 評価要領には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 当該プロポーザルの評価項目及び配点
- (2) 当該プロポーザルで企画提案を求める事項
- (3) 当該プロポーザルの評価方法
- (4) その他当該プロポーザルの評価に必要な事項

（受託候補者の選定）

第6条 委員会は、評価要領に基づき評価し、その結果が第1順位の者を受託候補者として選定するものとする。ただし、当該結果を総合的に勘案し、適切に業務を遂行できると判断できない場合は、受託候補者として選定しないものとする。

2 前項の規定は、参加者が1者の場合について準用する。

3 委員会は、受託候補者の次点として、第1項の規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定するものとする。

4 委員会は、提出された企画提案書の内容に関する確認や補足説明を受けることを目的としてプレゼンテーションを実施し、これらの評価を行う。ただし、参加者が6者以上の場合は、評価要領に定める方法により、5者に選定のうえ参加者に通知する。

（委員会の公開）

第7条 委員会は、非公開とする。ただし、委員長が特に認めた場合は、この限りでない。

（補足）

第8条 この要綱に定めるもののほか、受託候補者の選定に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。